# 福祉,生活保護

http://www.econ.hit-u.ac.jp/~bessho/lecture/07/pubeco\_s.html

「公共経済学」第2回 別所俊一郎

#### 生活保護の原理と原則

- □基本原理
  - □ 国家責任・無差別平等・最低生活保障・補足性
- □ 基本原則
  - □ 申請保護・基準及び程度・必要即応・世帯単位
- □ 被保護者の権利
  - □ 不利益変更の禁止・公課禁止・差押禁止
- □ 被保護者の義務
  - □ 譲渡禁止・生活上の義務・届出の義務・指導又は指示に従う義務
- □ 生活保護、手当、雇用施策、住宅施策等をどのように組み 合わせて対応していくかということも重要な視点

### 生活保護制度の概要

#### □目的

□ 生活に現に困窮している国民に、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その[を保障するとともに、その[を図ること。

#### □対象

□ 資産、能力等すべてを活用した上でも、生活に困窮する者。(各種の社会保障施策による支援、不動産等の資産、[ ]による扶養、稼働能力等の活用が保護実施の前提)。困窮に至った理由を問わない。

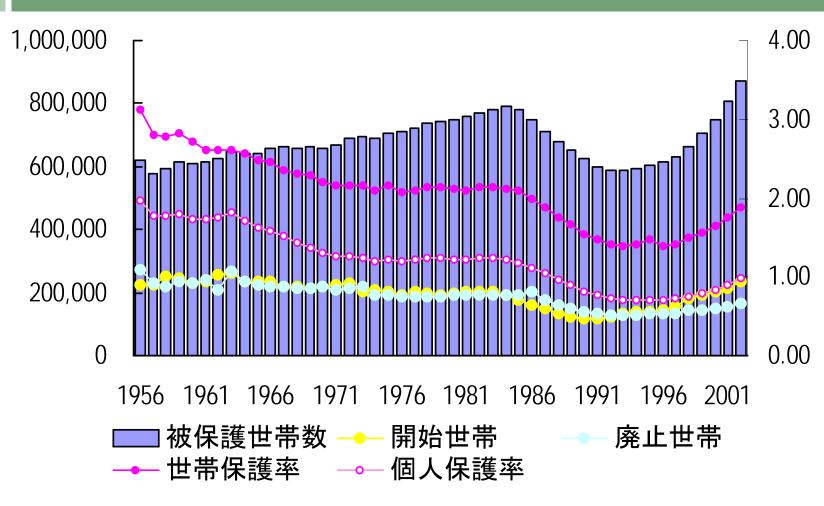
#### □内容

- □ 生活扶助,教育扶助,住宅扶助,医療扶助,介護扶助,出産扶助,生 業扶助,葬祭扶助
- □ [ ]扶助・介護扶助以外は[ ]給付が原則

#### 生活保護制度の概要(つづき)

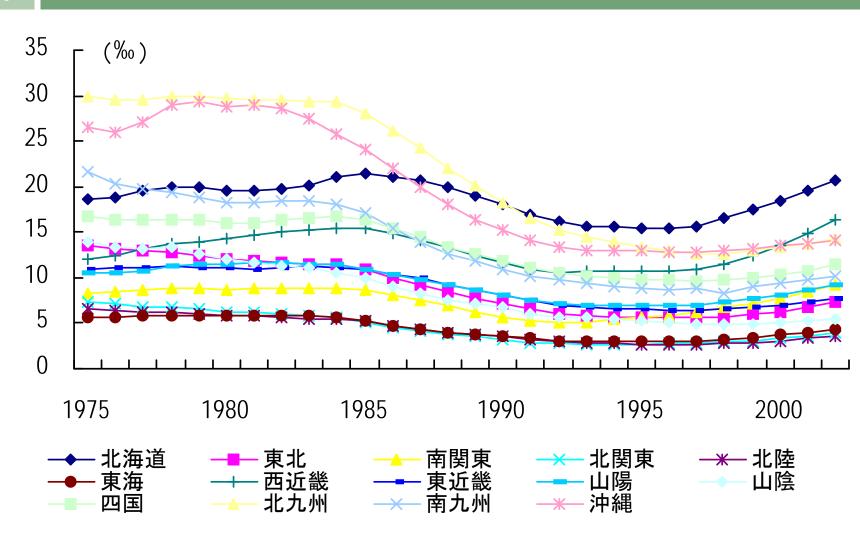
- □実施機関
  - □ 都道府県知事及び市町村長により設置される福祉事務所の長
- □ 手続き:[ ]. もしくは職権(急迫保護)による
- □ 支給される保護費
  - □ 最低生活費から収入を差し引いた差額
  - □「収入」には就労による収入、年金等社会保障の給付、親族による援助、交通事故の補償、預貯金、保険の払戻し金、不動産等の資産の売却収入等も認定するため、これらを使い尽くした後に保護適用.
  - □ 2003年度生活扶助基準
    - ■標準3人世帯(33歳、29歳、4歳)で162,490円(東京都区部等)125,940円 (地方郡部等)
    - 老齢加算などの加算がつく.
- □ その後の指導:訪問調査・課税台帳との照合・就労指導

### 被保護者数の推移



□被保護世帯数は月平均、開始世帯・廃止世帯は9月実績、保護率は右目盛(%)

# 個人保護率の地域差

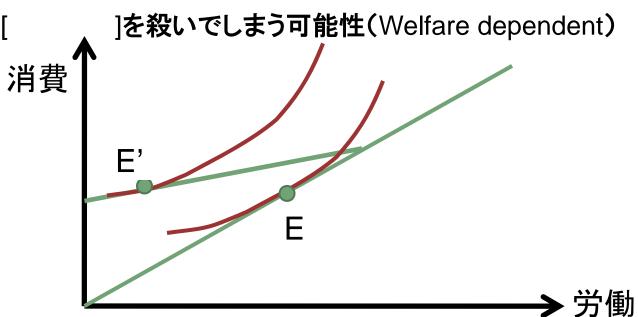


#### 生活保護・福祉の理論的根拠

- □ [ \_\_\_\_\_]の整備
  - 形式的には保険ではないにせよ,誰にでも起こる可能性のある広い意味での不運に対する保険の支払。
  - □保険的な制度の整備は,経済的安全・厚生を高める
- □ 将来への社会的な投資(とくに子供へ)
  - □[ ]の反映
  - □ 潜在能力を十分に活かす機会を与える

#### 労働供給への効果

- □ 生活保護などの補助額が,勤労所得が増えるにつれて削減される
  - □ 実質的に高い[ ]に直面させる
  - □ 労働意欲を抑制([ ]効果), 労働所得の[ ]を抑制
  - □ 労働[ ]への効果が大きく,時間調整はそれほどでも.



#### 現物or現金?

現物給付も多い:公営住宅, 医療・介護など ]できる □○特殊平等主義 □ ×[ 対果があるときには資源配分に非効率性 |的な考え方を反映している □ X[ □ ×[ |費用が大きすぎる □×民間市場をゆがめ、実質的に関連業界への補助金と なる(住宅など) |による解決 ■ 使途が限定された補助金. 「 」, 「 」など

#### 他法他施策, 資產調查

- □ 他法他施策の存在:年金・健康保険との関係
  - □ ○最も必要なところに援助を向ける
  - □×差別的な取扱い
  - □×[ ]を満たすための行動変化:離婚など
  - □ ×[ |費用
- □ 資力調査
  - □ 〇資力調査なしに配分するより補助金が少なくて済む
  - × 受給者の[ ]を傷つける
  - □ △政治的支持を受けにくい

# 他の資源配分の歪み

受給	者の行動の変化	•	
□[	]		
□[	]の増加,[	]の減少	少
□ [ ]:welfare magnet			
保護の有効性			
□生活	5保護水準の設定:	[ ]制度	
□[	]率:親族の扶養	義務との関係	
□ 第1	種の過誤,第2種の	D過誤	
地方	政府の反応		
o f	1		

## 生活保護をめぐる最近の議論

#### □ 三位一体の改革

- 厚生労働省「地域事情を的確に反映するために、都道府県や保護の実施自治体への基準設定権限の委譲が必要」
- 指定都市市長会「生活保護の性質上、その基準は全国的に統一された公平・平等なものでなければならず、国の責任で決定すべきものである。また、国庫負担率の引き下げについては、単なる地方への負担転嫁に過ぎない。こうした国自らの責任を放棄し、単なる地方への負担転嫁に過ぎない提案は、国民にとっても社会福祉の維持・向上につながるものではなく、断じて容認できるものではない。

#### □ 不正受給

- □ 年金の未申告、就労収入の未申告、就労収入の過少報告
- □ 暴力団が関係するケースも
- □ 担当職員の不足
- □ 被保護世帯が抱える問題
  - 精神疾患等傷病、DV、虐待、若年無業者(NEET)、多重債務、元ホームレス等
  - □ 社会的きずなが希薄。高齢者世帯(特に単身世帯)の増加
  - □ 保護受給期間が長期にわたる者が少なくない:10年以上が10%